

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
介護保険法に基づく指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所及び
介護予防・日常生活支援総合事業所運営規程

平成11年 9月28日制定
平成14年 4月 1日一部改正
平成15年 4月 1日一部改正
平成18年 4月 1日一部改正
平成19年 8月27日一部改正
平成21年 4月 1日一部改正
平成24年 4月 1日一部改正
平成25年 5月29日一部改正
平成26年 3月26日一部改正
平成28年 3月25日一部改正
平成31年 1月1日一部改正
令和 3年 8月18日一部改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人春日市社会福祉協議会が開設する介護保険法に基づく指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所、介護予防・日常生活支援総合事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態及び事業の事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう計画に沿って、入浴、排拙、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

3 指定介護予防訪問介護事業所、介護予防・日常生活支援総合事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう計画に沿った支援を行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るとともに、生活機能の維持又は向上を目指す。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 春日市社協ホームヘルパーステーション

(2) 所在地 福岡県春日市昇町3丁目101番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 常勤1名以上(根拠法令に規定する人数)

サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申込みに関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成、説明等を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供にあたる。

(3) 訪問介護員等 常勤換算方法で2.5名以上(根拠法令に規定する人数)

訪問介護員等は、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 日曜日から土曜日までとする。

(4) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

(事業の内容及び利用料)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準または、春日市が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 身体介護 入浴、排泄、食事等の介護

(2) 生活援助 調理、洗濯、掃除等の家事

(通常の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は春日市の区域とする。

(衛生管理対策)

第8条 事業所は、「衛生管理等のマニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。

2 前項の「衛生管理等のマニュアル」に当たっては、研修等により従業者に周知徹底を行う。

3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

(緊急時又は事故発生時の対応)

第9条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたと

き、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

第10条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む。）と連携し、必要な情報を提供することとする。

(利益供与の禁止)

第11条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第12条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約時の内容とする。

3 サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ得ておくものとする。

(苦情処理)

第13条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関する事項については、事業所内の見やすい場

所に掲示する。

3 第4条第1項第2号の介護計画、及びサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。

4 第4条第1項第2号の介護計画、サービス提供記録、第9条第2項に規定する事故発生時の記録、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。

5 県及び市、並びに国民健康保険団体連合会（以下「県等」という。）からの物件提供の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、県等から求められた場合には、その改善の内容を県等に報告する。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年 9月28日から施行し、平成12年 4月 1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 8月18日から施行する。